

Kビジョン放送基準

(総 則)

ケーブルテレビ放送は、ケーブルテレビの健全な発達普及を促進し、もって公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを使命とする。われわれは、この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる。番組の企画、制作、放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し、内容の充実に努める。

1. 正確で生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に与える影響
6. 節度を守り、真実を伝える広告

次の基準は、当社が自主制作する番組、広告及び、自主放送に適用する。

第1章 (人権)

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 個人情報取り扱いには十分に注意し、プライバシーを侵すような扱いはしない。
- (4) 人種・性別・職業・信条などによって取り扱いを差別しない。

第2章 (法と政治)

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような扱いはしない。
- (2) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
- (3) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (4) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (5) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (6) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。
- (7) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

第3章 (児童及び青少年への配慮)

- (1) 児童及び青少年に与える影響を考慮し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損うような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり、傷つけたりしないように配慮する。

- (3) 武力や暴力に関することを表現するときは、青少年に対する影響に配慮しなければならない。
- (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

第4章 (家庭と社会)

- (1) 家庭生活を尊重し、これを破損ないし乱すような思想を肯定的に扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

第5章 (教育・教養の向上)

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを放送する。
- (2) 教育番組は、視聴者の一般的教養の向上を図り、文化水準を高める内容とするように努める。

第6章 (報道の責任)

- (1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。
- (2) 取材・編集に当たっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。

第7章 (宗教)

- (1) 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
- (2) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定したりする内容にならないように留意する。
- (3) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

第8章 (表現上の配慮)

- (1) わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。
- (2) 不快な感じを与える下品、卑わいな表現は避ける。
- (3) 人心に動揺や不安を与えるような表現は取り扱わない。
- (4) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず否定的に取り扱う。
- (5) 犯罪については、法律を尊重し、犯罪行為を肯定したり、犯罪者を英雄扱いしたりするような取り扱いはしない。
- (6) 性に対する問題は、まじめに品位を失わないように取り扱う。
- (7) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。
- (8) いわゆるショッピング番組は、関係法令を遵守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損うものであってはならない。
- (9) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、別紙「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。

第9章 (広告の責任)

- (1) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、関係法令などに反するものであってはならない。

- (2) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (3) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように注意する。
- (4) そのほか、2003年8月20日制定の「Kビジョン広告放送倫理基準」を遵守する。

第10章 (懸賞)

- (1) 報酬や商品だけで視聴者を惹きつけたり、過度に射幸心をそそいだりしないように注意する。
- (2) 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公正な審査により技能に応じて賞が受けられるように配慮する。

第11章 (訂正)

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

第12章 (制定)

自主制作番組・放送番組基準は、2007年1月1日に制定する。

改正 2015年1月20日から実施

<アニメーション等の映像手法に関するガイドライン>

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。

(1) 「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。

(2) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化を10%以上の場合を基準とする。

(3) 前項(1)の条件を満たした上で(2)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20%以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。

2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。

3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避ける。